

特許判例紹介

平成 30 年（行ケ）第 10117 号

— 明確性要件及びサポート要件について —

2019年5月13日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

■概要

名称を「脂質含有組成物およびその使用方法」とする特願2014-99072号について、特許請求の範囲の記載が、第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるということはできず、また選択関係にある発明特定事項の一つが、本願明細書の発明の詳細な説明には記載されていないことの一事をもって、サポート要件に適合しないとされた審決は誤りであるとした事例。

■本件発明

【請求項1】

A 対象の一つ以上の要素の、前記対象への投与のための脂質含有配合物を選択するための指標としての使用であって、

B 前記対象の一つ以上の要素は、以下：前記対象の年齢、前記対象の性別、前記対象の食餌、前記対象の体重、前記対象の身体活動レベル、前記対象の脂質忍容性レベル、前記対象の医学的状态、前記対象の家族の病歴、および前記対象の生活圏の周囲の温度範囲から選択され、

C ここで前記配合物が、1又は複数の、相互に補完する一日用量の ω -6脂肪酸および ω -3脂肪酸を含む脂肪酸を含み、

D ここで ω -6脂肪酸対 ω -3脂肪酸の比、およびそれらの量が、前記一つ以上の要素に基づいており；

E ここで ω -6対 ω -3の比が、4：1以上、ここで ω -6の前記用量が40グラム以下であり；

F または前記対象の食餌および／または配合物における抗酸化物質、植物化学物質、およびシーフードの量に基づいて1：1～50：1；

G またはここで ω -6の増加が緩やかおよび／または ω -3の中止が緩やかであり、かつ ω -6の用量が、40グラム以下であり；

H またはここで前記脂肪酸の含有量は、下記表6：(表は略)と適合する、

I 前記使用。

■この資料にはつづきがあります。詳細は当所までお問い合わせください。

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

特許部長 弁理士

食品×医療支援室長 中尾 守男 (東京本部在籍)

TEL : 03 - 3433 - 5810 (代表)

E-Mail : iplaw-ky@harakenzo.com

副所長 弁理士 黒田 敏朗 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<弊所法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。